

令和7年度 犬山市立小中学校体育施設開放について

1. 開放学校・利用可能種目

学校名			電話番号	開放時間			利用可能種目	
				区分	体育館	運動場		
小学校	犬山北		61-2234	曜日	月～金	17:00 ～21:30 ※犬山北は 17:30～		【体育館】 バレーボール、卓球、バドミントン、ミニバスケットボール、ソフトバレーボール、剣道、空手、その他レクリエーション等 【運動場】 少年軟式野球、少年ソフトボール、少年サッカー、グラウンド・ゴルフ、その他レクリエーション等
	犬山南		61-2231					
	城東		61-2501					
	羽黒		67-0046		土日	8:00 ～21:30	8:00 ～日没	
	楽田		67-1005					
	東		67-5400					
	犬山西		62-8280	曜日	月～金	19:00 ～21:30		
	今井		61-2191					
	栗栖		61-0580					
池野		67-0544	月	4～9月	部活動終了後 ～19:00		【体育館】 小学校と同じ(バスケットボールは一般用) 【運動場】 ※犬山中・東部中ナイターのみ 軟式野球、ソフトボール、サッカー、グラウンド・ゴルフ、その他レクリエーション等	
犬山		61-2409			19:00～21:30			
城東		61-0501		10～3月	部活動終了後 ～18:30			
南部		67-0030	18:30～21:30					
東部		67-7401						

※30分単位で利用いただけます。

※施設の設備状況によって利用できない種目もあります。詳細については各学校にお問い合わせください。

※開放時間であっても、中学校は部活動等によって時間が変更となる場合があります。各学校からの指示に従い、利用してください。

2. 利用対象

以下の条件を全て満たした団体

- (1) 営利を目的としない10人以上で構成された団体であること（構成員は、原則として定期的に施設を使用する者とし、見学や送迎のみの方は含みません。）
- (2) 団体の過半数が犬山市に在住・在勤・在学の者であること
- (3) 責任者が成年であること
- (4) 本登録時に、団体登録者名簿に記載のある全員がスポーツ安全保険などの傷害保険に加入すること

3. 仮登録～登録までの手順

①仮登録申請

■申請団体

■申請期限

■申請書類

「2. 利用対象」のうち(1)～(3)を満たした団体

令和6年12月20日(金)

(1) 学校体育施設利用団体登録申請書（以下「申請書」という。）

(2) 学校体育施設利用団体登録者名簿（活動する全ての方の名前を記載）

■申請条件

全施設・曜日・時間帯を通じて申請できる回数は次のとおりです。なお、小中学生団体※と一般団体の申請内容が重複した場合は、小中学生団体の申請を優先します。

○ 一般団体：週1回分

○ 小中学生団体：週2回分

※小中学生が主体（団体構成員の過半数が小中学生）の団体。

○部活動終了後の開放利用団体：週2回分

※市内中学校の生徒が主体で、原則、生徒が在籍する学校での活動とします。

※部活動終了後の開放利用回数は通常開放の回数には含まれません。

【注意】

申請できる回数を超える申請は受け付けません。また、団体構成員の大多数が他団体の構成員と重複している場合、それらを同一の団体として扱うことがあります。この場合、1つの団体として上記の回数までの申請となります。

■提出先

窓口：スポーツ交流課（市役所3階）

（土日祝を除く 午前8時30分～午後5時）

郵 送：〒484-8501 犬山市大字犬山字東畑 36

E-mail：070310@city.inuyama.lg.jp FAX：0568-44-0372

②仮登録確定

申請内容が、他の団体の申請との重複がなくなった時点で、仮登録確定とし、確定通知を団体責任者へ送付します。登録調整会終了以降の開庁日から追加申請期間を設け、一般団体の2枠目以降及び小中学生団体の3枠目以降の申請を受け付けます。詳細については確定通知の送付時にご案内します。

A 登録申請書の内容が、他の団体の申請と重複していなかった場合

⇒仮登録確定となり、団体責任者へ仮登録確定通知を送付します。

B 登録申請書の内容が、他の団体の申請と重複していた場合

⇒該当団体責任者へ登録調整会の出席案内を送付します。登録調整会の開催後、決定内容に基づき団体責任者へ仮登録申請内容の確定通知を送付します。

<登録調整会>

登録調整会への出席案内を受けた場合は、各団体責任者又は団体責任者から委任を受けた代理の方が、必ず以下のとおり開催する登録調整会に出席してください。（委任状は不要です。）

■日時 令和7年1月17日（金）午後7時～

■会場 犬山市役所 2階 201会議室

- ・調整は、団体間の協議又は抽選となります。（調整結果について、市は一切の責任を負いません。）
- ・調整の順番は重複内容や件数などに応じて市が決定します。
- ・参加者は、重複件数に関係なく、1団体あたり2名までとします。
- ・調整の結果、申請内容での登録ができなかった場合は、他団体が調整又は抽選した後の空いている区分に限り登録ができます。

【注意】

- ・仮登録確定の時点では、登録は完了していません。
- ・スポーツ安全保険など傷害保険は、仮登録確定後に加入してください。

③本登録

仮登録確定通知に基づき、スポーツ安全保険などの「傷害保険に加入していることを証する書類」の写しを、スポーツ交流課へ提出してください。提出後に、「学校体育施設利用団体登録証」（以下「登録証」）を発行し、本登録の完了となります。なお、本登録の手続き前であっても傷害保険に加入していれば活動が可能です。

【注意】

- ・登録証の有効期限は令和8年3月31日（火）までです。
- ・令和7年5月30日（金）までに、本登録が完了しない場合は仮登録を取消しする場合があります。
- ・傷害保険は活動前に必ずご加入いただき、構成員を追加する場合は、追加した構成員を含めた学校体育施設利用団体登録者名簿と傷害保険の写しを提出して下さい。
- ・保険会社によっては、加入された団体名以外での活動に保険金が支払われない場合があります。詳細については加入される保険会社にお問合せ下さい。

（事例）

「〇〇クラブ」で登録し活動しているが、上部団体の「××連盟」でスポーツ安全保険に加入していたために、保険金が支払われなかった。

4. 利用の手続き

本登録完了後、以下の手続きをしてください。

A 体育館・運動場（ナイターを除く）を利用する場合

■手続き

登録した学校に「学校体育施設利用計画書（以下「利用計画書」）」を提出してください。なお、受付時期は以下のとおりとします。

- ・指定された受付期間内（3ヶ月ごと）に受け付けを行う。

◎利用月

令和7年4月～6月

令和7年7月～9月

令和7年10月～12月

令和8年1月～3月

◎受付期間

⇒令和7年3月1日～20日

⇒令和7年6月1日～20日

⇒令和7年9月1日～20日

⇒令和7年12月1日～20日

利用日の前月の初日から利用日の5日前までは、本登録した学校の体育館・運動場であれば、本登録内容以外であっても、空いている曜日（祝日含む）・時間の利用申請を行うことができます。ただし、既に本登録をしている団体と調整が必要になります。

■使用料

無料です。ただし、体育館の照明設備を使用する場合は電気料の支払いが必要です。「犬山市立学校照明設備使用許可申請書（以下「使用許可申請書」）」を利用計画書と併せて提出し、学校で発行される納入通知書により、電気料を最寄りの金融機関（郵便局は不可）、市役所会計課（1階銀行窓口）又は各出張所で納付期限までにお支払いください。

<金額> 1時間につき全面利用 300 円、半面利用 150 円

B 犬山中学校・東部中学校ナイター照明を利用する場合

■手続き

スポーツ交流課窓口（市役所3階）へ「使用許可申請書」を提出してください。

※受付時間：午前8時30分～午後5時（土日祝・12/29～1/3を除く）

利用申請は、利用日の2ヶ月前の初日から利用日の5日前までに行ってください。ただし、利用日の前月の初日から利用日の5日前までは、本登録した学校の運動場（ナイター）であれば、本登録内容以外であっても、空いている曜日・時間の利用申請を行うことができます。

■使用料

照明設備の使用料の支払いが必要です。申請時にスポーツ交流課で発行する納入通知書により、納付期限までに最寄りの金融機関（郵便局は不可）、市役所会計課（1階銀行窓口）又は各出張所でお支払いください。

＜金額＞犬山中学校 最初の1時間まで1,330円、以後30分ごとに660円

東部中学校 10時間又は5時間のプリペイドカードを購入いただきます。

プリペイドカード 10時間：13,210円、5時間：6,610円

5. 管理指導員の報告（各学校共通）

学校体育施設を適切にご利用いただくため、管理指導員の選任をお願いしています。各団体は責任者以外の方から管理指導員を選任し、利用する学校へ報告して下さい。なお、団体構成員以外からの選任も可能です。また、報告時期は利用計画書、使用許可申請書と同一とします。

■管理指導員の任務は以下のとおりです。特に(7)の事故発生時の報告は、責任をもって行って下さい。

- (1) 開放施設の鍵の管理
- (2) 開放施設の使用前後における異常の有無の確認
- (3) 利用許可書の確認
- (4) 「学校体育施設利用日誌」の管理
- (5) 開放施設の設備・備品等の管理
- (6) 利用者の安全管理・安全指導に関すること
- (7) 事故発生時の報告

6. 利用上の注意とお願い

- ・あくまで学校の施設を借用しています。使用は、学校の指示に従い、利用してください。
- ・施設の利用は、学校や市の行事などが優先されます。
- ・利用の可否の判断や取り消しは、各自で事前に学校へ連絡し、学校の指示に従ってください。
- ・トイレ等付随する施設以外の施設を利用する場合は、必ず学校の許可を得てから利用してください。
- ・利用時間は、準備や片付け・着替え等に要する時間も含まれています。許可を受けた時間以外利用はしないでください。
- ・近隣のみなさまの迷惑とならないよう、学校敷地外への駐車は禁止とします。さらに、駐車場所が敷地内であっても、利用後は、速やかに敷地から出ていただくなど、特に夜間の騒音には十分配慮してください。
- ・学校施設の利用は可能ですが、原則、備品は利用団体で用意してください。一部の競技は、備品が学校に保管してあります。借用の可否については、直接学校に確認してください。使用の際は大切に使用してください。
- ・施設及び借用備品が破損した場合、必ず翌日までに学校へ報告してください。故意又は不注意によって紛失、破損した場合、利用した団体の責任で修繕していただきます。
- ・施設及び備品は、利用前の状態に戻し、返却してください。
- ・運動場について、目印のために安易に釘を打たないでください。やむを得ず釘を使用した際は、本数を把握し、利用当日の終了時に必ず抜いて原状復帰してください。
- ・ゴミは各自で必ず持ち帰り、学校敷地内に捨てないでください。
- ・学校敷地内は禁煙です。敷地外でも、喫煙マナーを守ってください。（ポイ捨て厳禁）
- ・利用許可書及び照明料支払い領収書は大切に保管してください。